



# 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	令和5年中に支払をした社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金等の保険料）を記入してください。																																	
⑮生命保険料控除	令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族が受取人となる生命保険契約により、あなたが支払った生命保険料等があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。 (1) 新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に係る控除 <table border="1"> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">新生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料</td> <td>12,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え 32,000円以下</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>32,000円を超え 56,000円以下</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>28,000円</td> </tr> </table> ※それぞれの保険料控除の適用限度額は28,000円、合計適用限度額は70,000円です。 (2) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除 <table border="1"> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧生命保険料 旧個人年金保険料</td> <td>15,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え 40,000円以下</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>40,000円を超え 70,000円以下</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </table> ※それぞれの保険料控除の適用限度額は35,000円、合計適用限度額は70,000円です。 (3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除 新契約と旧契約の双方の支払保険料について一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次の①および②の金額の合計額（上限28,000円）になります。 ①新契約で支払った保険料については、上記の(1)により計算した金額 ②旧契約で支払った保険料については、上記の(2)により計算した金額	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	新生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料	12,000円以下の場合	支払った保険料の金額	12,000円を超え 32,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 6,000円		32,000円を超え 56,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 14,000円	56,000円を超える場合	28,000円	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	旧生命保険料 旧個人年金保険料	15,000円以下の場合	支払った保険料の金額	15,000円を超え 40,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 7,500円		40,000円を超え 70,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 17,500円	70,000円を超える場合	35,000円							
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																																
新生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料	12,000円以下の場合	支払った保険料の金額																																
	12,000円を超え 32,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 6,000円																																
	32,000円を超え 56,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 14,000円																																
	56,000円を超える場合	28,000円																																
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																																
旧生命保険料 旧個人年金保険料	15,000円以下の場合	支払った保険料の金額																																
	15,000円を超え 40,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 7,500円																																
	40,000円を超え 70,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 17,500円																																
	70,000円を超える場合	35,000円																																
⑯地震保険料控除	令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族が所有している居住用建物または生活用動産を保障の目的とする地震保険契約の保険料があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。 ※損害保険料控除は廃止となりました。 ただし経過措置として、2006年（平成18年）12月31日までに締結された長期損害保険契約に係る保険料については、旧長期損害保険料控除として従前の長期損害保険料控除（限度額：住民税10,000円 所得税15,000円）が適用されます。 <table border="1"> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">①長期損害保険契約に係るものだけの場合（平成18年末までに締結されたものに限り）</td> <td>5,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え 15,000円以下</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②地震保険契約に係るものだけの場合</td> <td>50,000円以下の場合</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合</td> <td rowspan="2"></td> <td>(長期損害保険契約に係る保険料について①より求めた金額) + (地震保険契約に係る保険料について②より求めた金額) ※最高限度額 25,000円</td> </tr> </table> 長期損害保険契約…損害保険契約のうち、満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のもの	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	①長期損害保険契約に係るものだけの場合（平成18年末までに締結されたものに限り）	5,000円以下の場合	支払った保険料の金額	5,000円を超え 15,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 2,500円	②地震保険契約に係るものだけの場合	50,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2	50,000円を超える場合	25,000円	③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合		(長期損害保険契約に係る保険料について①より求めた金額) + (地震保険契約に係る保険料について②より求めた金額) ※最高限度額 25,000円																	
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																																
①長期損害保険契約に係るものだけの場合（平成18年末までに締結されたものに限り）	5,000円以下の場合	支払った保険料の金額																																
	5,000円を超え 15,000円以下	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 2,500円																																
②地震保険契約に係るものだけの場合	50,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2																																
	50,000円を超える場合	25,000円																																
③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合		(長期損害保険契約に係る保険料について①より求めた金額) + (地震保険契約に係る保険料について②より求めた金額) ※最高限度額 25,000円																																
		⑰～⑲寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	あなた本人について、次の事項に該当する場合は、該当する欄に☑チェックしてください。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">寡婦 ひとり親 勤労学生控除</th> <th rowspan="2">令和5年中の本人合計所得500万円以下</th> <th colspan="3">配偶関係</th> <th rowspan="2">該当欄</th> </tr> <tr> <th>死別</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">本人(女性)</td> <td>扶養親族「子」有り</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>⑱</td> </tr> <tr> <td>扶養親族「子以外」有り</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> <td>-</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本人(男性)</td> <td>扶養親族「子」有り</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>⑱</td> </tr> <tr> <td>扶養親族「子以外」有り</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> ※本人合計所得500万円超の場合は対象外です。 <table border="1"> <tr> <td>勤労学生</td> <td>学校教育法に規定する学生、生徒又は児童で自己の勤労によらない所得が10万円以下で、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下の人 控除額26万円</td> </tr> </table>	寡婦 ひとり親 勤労学生控除	令和5年中の本人合計所得500万円以下	配偶関係			該当欄	死別	離別	未婚	本人(女性)	扶養親族「子」有り	30万円	30万円	30万円	⑱	扶養親族「子以外」有り	26万円	26万円	-	⑰	本人(男性)	扶養親族「子」有り	30万円	30万円	30万円	⑱	扶養親族「子以外」有り	-	-	-	-
寡婦 ひとり親 勤労学生控除	令和5年中の本人合計所得500万円以下	配偶関係				該当欄																												
		死別	離別	未婚																														
本人(女性)	扶養親族「子」有り	30万円	30万円	30万円	⑱																													
	扶養親族「子以外」有り	26万円	26万円	-	⑰																													
本人(男性)	扶養親族「子」有り	30万円	30万円	30万円	⑱																													
	扶養親族「子以外」有り	-	-	-	-																													
勤労学生	学校教育法に規定する学生、生徒又は児童で自己の勤労によらない所得が10万円以下で、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下の人 控除額26万円																																	
⑳障害者控除	あなた又は同一生計配偶者、扶養親族で障害者の人がいる場合に、氏名を記入してください。 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>同居特別障害者である人</th> <th>左記以外の人</th> </tr> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>53万円</td> <td>30万円</td> </tr> </table>		同居特別障害者である人	左記以外の人	普通障害者	26万円		特別障害者	53万円	30万円																								
	同居特別障害者である人	左記以外の人																																
普通障害者	26万円																																	
特別障害者	53万円	30万円																																

※所得金額調整控除（給与所得と公的年金所得の両方を有する人）  
 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除されます。  
 控除額＝（給与所得(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円)）－10万円

# 4. 申告書の書きかた

## 【申告書表面】

令和6年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

(あて先)南砺市長 現住所 行政区番号  
 1月1日現在の住所 世帯番号  
 フリガナ 宛名コード  
 氏名 生年月日 世帯主の氏名 被納  
 大・昭平・令  
 業種又は職業  
 提出 個人番号 電話番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除  
 社会保険の種類 支払った保険料 社会保険の種類 支払った保険料  
 国民健康保険 源泉より  
 介護保険 後期高齢者医療保険  
 国民年金保険  
 合計  
 ⑮ 生命保険料控除  
 新生命保険料の計 旧生命保険料の計  
 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計  
 介護医療保険料の計  
 ⑯ 地震保険料控除  
 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計

⑰～⑲ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除  
死別 生死不明 ひとり親控 学校名  
離婚 未婚

㉑ 障害者控除  
 障害者の氏名 障害の程度 級度  
 1  
 2

㉒～㉔ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者  
 配偶者の氏名 生年月日 配偶者の氏名 配偶者の生年月日  
 合計所得金額  
 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

㉕ 扶養控除  
 1 配偶者の氏名 生年月日 同居・別居の区分 同居 別居 統納  
 2 配偶者の氏名 生年月日 同居・別居の区分 同居 別居 統納  
 3 配偶者の氏名 生年月日 同居・別居の区分 同居 別居 統納  
 4 配偶者の氏名 生年月日 同居・別居の区分 同居 別居 統納

別居の扶養親族等がある場合には、表面「12」に氏名、扶養控除額の合計  
 ⑳ 雑損控除  
 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類  
 損害金額 保険金などで補填される金額 別損損失額のうち災害関連支出の金額  
 円 円 円  
 ㉑ 医療費控除  
 支払った医療費等 保険金などで補填される金額  
 円 円

表面にも記載する欄がありますから注意してください。

申告期限は3月15日です

㉒～㉔ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合、下記のとおり控除されます。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者(70歳以上)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table> 【①同一生計配偶者】あなたと生計を一にする配偶者（青色専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます）で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人 【②控除対象配偶者】①の同一生計配偶者のうち、令和5年中のあなたの所得が1,000万円以下である場合の配偶者 ※ あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合、同一生計配偶者は控除対象者には該当しませんが、障害者である場合は障害者控除が適用されます。「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」に☑チェックしてください。 配偶者特別控除 あなたと生計を一にする配偶者があるとときに、配偶者の令和5年中の合計所得金額に応じて控除されます。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円以下				一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得額																																																														
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																												
48万円以下																																																															
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円																																																												
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円																																																												
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得額																																																														
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																												
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																												
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																												
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																												
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																												
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																												
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																												
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																												
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																												
133万円超	0円	0円	0円																																																												
㉖扶養控除	あなたと生計を一にし、令和5年中の合計所得が48万円以下で、かつ他の事業専従者となっていない、配偶者以外の扶養親族です。 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>年少扶養親族（16歳未満）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>一般の扶養親族</td> <td>16歳～19歳未満 23歳～70歳未満</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族（19歳～23歳未満）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族（70歳以上）</td> <td>同居老親等以外の者 同居老親等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>38万円 45万円</td> </tr> </table>		控除額	年少扶養親族（16歳未満）	なし	一般の扶養親族	16歳～19歳未満 23歳～70歳未満	特定扶養親族（19歳～23歳未満）	45万円	老人扶養親族（70歳以上）	同居老親等以外の者 同居老親等		38万円 45万円																																																		
	控除額																																																														
年少扶養親族（16歳未満）	なし																																																														
一般の扶養親族	16歳～19歳未満 23歳～70歳未満																																																														
特定扶養親族（19歳～23歳未満）	45万円																																																														
老人扶養親族（70歳以上）	同居老親等以外の者 同居老親等																																																														
	38万円 45万円																																																														
㉗基礎控除	<table border="1"> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円																																																				
合計所得金額	控除額																																																														
2,400万円以下	43万円																																																														
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																														
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																														
2,500万円超	0円																																																														
㉘雑損控除	令和5年中に災害（震災、風水害、雪害、火災等）や盗難にあった場合で、次のうち多い方の金額が控除されます。 (1) (損害額－保険金等による補てん額)－(所得の合計金額) × 1/10 (2) (災害関連支出の金額－保険金等による補てん額)－5万円 ※この控除を受ける場合には、証明書または領収書をお持ちください。																																																														
㉙医療費控除	令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族のために支払った医療費は次のように計算し控除します。 (医療費の総額)－(保険金などで補てんされる金額) －(「10万円」と「所得金額の5%」とのいずれかが少ない方の金額)＝控除額(最高200万円) 健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行う方が、令和5年中に支払った特定一般用医薬品等購入費は、次のように計算し控除します。この特例を受けられる方は、通常の医療費控除ができません。 (支払った総額)－(保険金などで補てんされる金額)－12,000円＝控除額(最高8万8千円) ※この規定の適用を選択する場合は「区分」の□に「1」と記入してください。 (セルフメディケーション税制による特例)																																																														

# 収入金額等・所得金額

営業等	販売、製造、飲食、サービス等の営業、自由職業（外交員、作家、ホステス等）の事業をしている人は、この欄に記入してください。 令和5年中の収入金額（売上代金等）から必要経費（販売した商品や製品の原価、雇員費、修繕費等）を差し引いたものが、所得金額になります。																																								
農業	農作物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育等から生ずる所得です。																																								
不動産	地代、小作料、家賃、貸間代等の収入のあった人は、この欄に記入してください。 地代等の収入金額から必要経費（修繕費、固定資産税等）を差し引いたものが、所得金額になります。																																								
利子	公社債や預金利子、公社債投資信託、貸付信託の分配金等の所得です。																																								
配当	株式の配当所得や投資信託の分配金の所得について記入してください。 この欄は給与の収入金額のみ記入してください。																																								
給与	給料、賃金及び賞与等の収入のあった人は、この欄へ記入してください。																																								
公的年金等	厚生年金、国民年金、恩給、企業年金、農業者年金等の収入の合計額を記入してください。 公的年金等に係る雑所得の速算表は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <th>年齢区分</th> <th>公的年金等の収入金額</th> <th>割合</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">65歳未満</td> <td>1,300,000円まで</td> <td>-</td> <td>600,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～4,100,000円まで</td> <td>75%</td> <td>275,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昭和34年1月2日以後に生まれた人</td> <td>4,100,001円～7,700,000円まで</td> <td>85%</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,001円以上</td> <td>95%</td> <td>1,455,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">65歳以上</td> <td>10,000,001円以上</td> <td>-</td> <td>1,955,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円まで</td> <td>-</td> <td>1,100,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昭和34年1月1日以前に生まれた人</td> <td>3,300,001円～4,100,000円まで</td> <td>75%</td> <td>275,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,001円～7,700,000円まで</td> <td>85%</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,001円以上</td> <td>95%</td> <td>1,455,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000,001円以上</td> <td>-</td> <td>1,955,000円</td> </tr> </table> ※公的年金以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額 ※公的年金以外の所得金額が2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額 【計算例】昭和34年1月1日生まれの人で、「公的年金等の収入金額の合計額」が340万円の 場合には、「公的年金に係る雑所得の金額」は次のようになります。 3,400,000円 × 75% = 2,550,000円 = 2,275,000円	年齢区分	公的年金等の収入金額	割合	控除額	65歳未満	1,300,000円まで	-	600,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）	1,300,001円～4,100,000円まで	75%	275,000円	昭和34年1月2日以後に生まれた人	4,100,001円～7,700,000円まで	85%	685,000円	7,700,001円以上	95%	1,455,000円	65歳以上	10,000,001円以上	-	1,955,000円	3,300,000円まで	-	1,100,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）	昭和34年1月1日以前に生まれた人	3,300,001円～4,100,000円まで	75%	275,000円	4,100,001円～7,700,000円まで	85%	685,000円		7,700,001円以上	95%	1,455,000円		10,000,001円以上	-	1,955,000円
年齢区分	公的年金等の収入金額	割合	控除額																																						
65歳未満	1,300,000円まで	-	600,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）																																						
	1,300,001円～4,100,000円まで	75%	275,000円																																						
昭和34年1月2日以後に生まれた人	4,100,001円～7,700,000円まで	85%	685,000円																																						
	7,700,001円以上	95%	1,455,000円																																						
65歳以上	10,000,001円以上	-	1,955,000円																																						
	3,300,000円まで	-	1,100,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）																																						
昭和34年1月1日以前に生まれた人	3,300,001円～4,100,000円まで	75%	275,000円																																						
	4,100,001円～7,700,000円まで	85%	685,000円																																						
	7,700,001円以上	95%	1,455,000円																																						
	10,000,001円以上	-	1,955,000円																																						
業務	著述業以外の人が受ける原稿料や、講演料、シルバー人材センター又はネットオークションなどを利用した個人取引等はシェアリングエコノミーなどの副収入があった人は、この欄に記入してください。																																								
その他	生命保険の年金(個人年金保険)又は暗号資産取引などの上記以外の収入のあった人は、この欄に記入してください。																																								
総合譲渡	船舶、機械、特許権等の資産を譲渡した方は、この欄に記入してください。 (取得してから5年以内に譲渡したものは短期、それ以外は長期)																																								
一時	賞金、懸賞当選金や生命保険の満期受取金等の収入のあった人は、この欄に記入してください。																																								
分離課税の譲渡	土地、建物等の資産の譲渡による所得、株式の譲渡による所得のあった人は、「分離課税申告書」が別にありますので、申告の際にお申し出ください。																																								